ARUHI

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年の当社株主総会については、以下のとおりとさせていただきます。株主の皆様には大変なご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

●株主様の安全確保のため、当日の会場へのご来場は、可能な限りお控えください。

●感染症拡大防止のため、ご用意できる座席数が限られておりますので、ご入場をお断りする場合がございます。

●ご入場の際には、検温、消毒、及びマスク着用にご協力お願い申し上げます。

●株主様に発熱や咳等の症状が認められた場合、ご入場をお断りし、又は会場内からご退場いただきます。

●議決権行使につきましては、議決権行使書又はインターネット等を是非ご活用ください。

今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社Webサイト(https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders)に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/7198/

第7回 定時株主総会

招集ご通知

日 時

2021年6月24日（木曜日）
受付開始➤午前9時　開会➤午前10時

会 場

東京都港区六本木6丁目10番3号
グランド ハイアット 東京　3階
グランド ボールルーム イースト

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「第7回定時株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

議 案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役6名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件

アルヒ株式会社
証券コード: 7198

住宅ローンカンパニーから、世界でも類を見ない総合的な住み替えカンパニーへ進化します。

ARUHI

新しい生活は「ある日」始まります。

人生は「ある日」の積み重ねでできています。
そして、住宅を持つ日は、お客さまにとってかけがえのない「ある日」。

ARUHIは、住み替える人々に必要なさまざまなサービスと商品を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルを通じご提供することで、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようにお手伝いします。

お客さまにとって本当に住みやすい街やライフスタイルに合った家のご紹介、不動産売買のお手伝い、さまざまな暮らしのサービスが付いた住宅ローンなど、住み替えに必要なサービスと商品をワンストップでご提供します。

ARUHIは、住宅ローンと住み替えに関わるサービスが完全なるシナジーを発揮した、世界でも類を見ない総合的な住み替えカンパニーへ進化します。そして、お客さまに心から喜んでいただけるコンシューマーブランドを目指します。

株主の皆様へ



代表取締役 会長兼社長 CEO兼COO

浜田　宏

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第７回定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

この１年、新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社の事業領域に関連する人々の住生活に大きな変化をもたらしました。リモートワークの普及や外出の自粛要請などの行動制限は、都心から郊外、マンションから戸建など、人々の住環境に求めるニーズの大きな転換点となりました。おかげさまで、自己居住住宅への需要そのものは新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けず堅調な推移となったことから、当連結会計年度は過去最高の営業収益及び利益を計上することができました。

このような住環境ニーズの大きな変化を捉え、当社では2018年度からの中期経営計画の見直しに着手し過日、「中期経営計画2021」を公表させていただきました。

この新たな中期経営計画では、これまでの「住宅ローンカンパニー」から世界で類を見ない総合的な「住み替えカンパニー」への進化により、圧倒的な知名度とCustomer Experienceのコンシューマーブランドになることを目指しています。

私たちは、新たに「住み替えカンパニー」として、これからもスピード感を持ってイノベーション・チャレンジを続けます。株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード: 7198
2021年6月3日

東京都港区六本木１丁目６番１号
アルヒ株式会社
代表取締役 会長兼社長 CEO兼COO **浜田　宏**

第７回定時株主総会招集ご通知

拝　啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会においては、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、更なる感染拡大を防止するため、書面又はインターネット等による事前の議決権行使にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

　株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月23日（水曜日）午後５時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使】
　６ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬　具

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

当社ホームページアドレス　https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれております。

1 日　　時	2021年6月24日（木曜日）午前10時
2 場　　所	東京都港区六本木６丁目10番３号 **グランド ハイアット 東京 ３階** **グランド ボールルーム イースト** **※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「第7回定時株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。なお、前記のとおり、会場へのご来場は可能な限りお控えいただきますようお願い申し上げます。**
3 目的事項	**（1）報告事項**　1. 第７期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第７期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 **（2）決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役６名選任の件 第３号議案　監査役２名選任の件 第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

1．株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社Webサイト（https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders）より、最新の発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
2．議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そのため、事前の議決権行使に際しましては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
3．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders）に修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権行使には以下の２つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

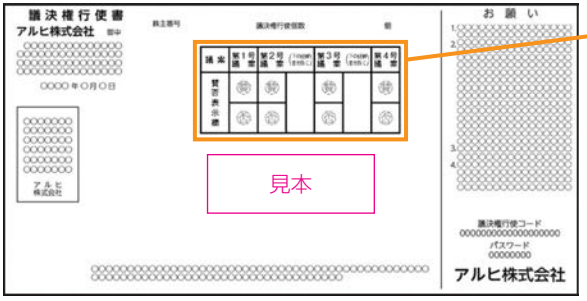
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案、第4号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

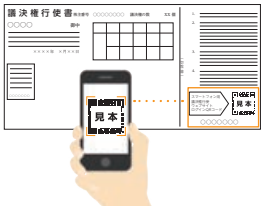
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使Webサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

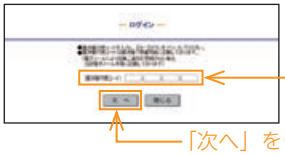
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使Webサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　平日９：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（株主総会参考書類）

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社配当方針に基づき、以下のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金30円00銭 配当総額　1,065,055,200円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月25日

なお、当社の配当方針につきましては、以下のとおりとなります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しております。この認識に基づき、当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、内部留保については更なる企業価値の向上を図るための成長投資に備えるとともに、余剰資金については積極的な配当を行っていくことを基本方針としております。

具体的には配当性向35～40％を目標とし、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

第２号議案　　取締役６名選任の件

第７回定時株主総会終結の時をもって、当社取締役 浜田宏氏、吉田恵一氏、井手登喜子氏、火浦俊彦氏、及び大信田博之氏が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、以下の重任取締役４名、新任取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名				当社における現在の地位及び担当	取締役会出席率
1	浜田　宏（はまだ　ひろし）	再任			代表取締役会長兼社長 CEO兼COO	100% (16/16)
2	勝屋　敏彦（かつや　としひこ）	新任			副社長執行役員	—
3	松本　康子（まつもと　やすこ）	新任			常務執行役員CFO	—
4	井手　登喜子（いで　ときこ）	再任	社外	独立	社外取締役	93.8% (15/16)
5	火浦　俊彦（ひうら　としひこ）	再任	社外	独立	社外取締役	100% (16/16)
6	大信田　博之（おおしだ　ひろゆき）	再任	社外	独立	社外取締役	100% (16/16)

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

（注）１．候補者火浦俊彦氏は、株式会社WT bridgeの代表取締役であり、当社は2020年7月に同社に経営コンサルティング業務を委託しました。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、社外取締役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、井手登喜子氏、火浦俊彦氏、及び大信田博之氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。

・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

３．取締役会出席率は当事業年度に開催された取締役会の回数及び出席回数より算出しております。

４．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の39ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

再　任



浜田（はまだ）　宏（ひろし）

（生年月日 1959年5月30日）

▶ 所有する当社の株式数　933,000株

▶ 取締役在任年数（本総会終結時）　6年1ヶ月

▶略歴並びに当社における地位及び担当

1982年　4月 山下新日本汽船株式会社（現株式会社商船三井）　入社
1987年　4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店
（現メットライフ生命保険株式会社）入社
1992年11月 米国クラーク・コンサルティング・グループ　入社
1995年　1月 デル・コンピュータ株式会社（現デル株式会社）　入社
2000年　8月 同社　代表取締役社長　米国本社副社長　就任
2006年　5月 株式会社リヴァンプ　代表パートナー　就任
2008年　4月 HOYA株式会社　執行役最高執行責任者　就任
2008年　6月 同社　取締役執行役最高執行責任者　就任
2011年11月 同社　取締役兼代表執行役最高執行責任者　就任
2014年　3月 コクヨ株式会社　社外取締役　就任（現任）
2015年　5月 旧アルヒ株式会社　代表取締役会長CEO　就任
2015年　5月 アルヒグループ株式会社（現当社）　代表取締役会長CEO　就任
2015年　9月 旧アルヒ株式会社　代表取締役会長兼社長CEO兼COO　就任
2015年　9月 アルヒグループ株式会社（現当社）　代表取締役会長兼社長CEO兼COO　就任（現任）

▶重要な兼職の状況

浜田宏氏は、コクヨ株式会社にて2014年3月より社外取締役を務めております。

▶取締役候補者とした理由

浜田宏氏は、現在当社グループの経営を牽引し、重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後も更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

新　任



勝屋敏彦（かつや としひこ）

（生年月日 1965年12月18日）

- 所有する当社の株式数　0株
- 取締役在任年数（本総会終結時）　—

▶略歴並びに当社における地位及び担当

1989年 4月 株式会社三菱銀行（現三菱UFJ銀行）　入行
2006年 4月 マネックスビーンズホールディングス株式会社（現マネックスグループ株式会社）　入社
2010年10月 株式会社マネックスFX　代表取締役社長　就任
2015年11月 マネックス証券株式会社　代表取締役社長　就任
2017年 6月 マネックスグループ株式会社　取締役執行役　就任
2018年 4月 コインチェック株式会社　代表取締役社長　就任
2018年 6月 マネックスグループ株式会社　常務執行役　就任
2019年 6月 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（現日本暗号資産取引業協会）　理事　就任
2021年 1月 アルヒ株式会社　副社長執行役員　就任（現任）

▶重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶取締役候補者とした理由

勝屋敏彦氏は、幅広い金融関連事業の経験や知見を活かし、長年に亘り企業経営に携わってまいりました。

2021年１月に当社に入社し、副社長執行役員として、事業課題を的確に把握・解決し、当社経営戦略の実現に向けた組織改革を主導する重要な役割を果たしております。これらのことから、取締役会は同氏を新たに取締役候補者に定めました。

候補者番号

3

新　任



松本康子（まつもとやすこ）

（生年月日 1964年2月2日）

- 所有する当社の株式数　2,500株
- 取締役在任年数（本総会終結時）　—

▶略歴並びに当社における地位及び担当

1986年　4月 日本電気株式会社　入社
2017年　4月 Kemet Corporation　社外取締役　就任
2018年　7月 アルヒ株式会社　入社
2021年　1月 同社　常務執行役員CFO　就任（現任）

▶重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶取締役候補者とした理由

松本康子氏は、財務・会計及び経営企画部門における高い専門性と能力を有しております。2018年７月に当社に入社し、2021年１月からは、常務執行役員CFOとして、事業課題を的確に把握・解決し、当社経営戦略の実現に向けたファイナンス業務を統括する重要な役割を果たしております。これらのことから、取締役会は同氏を新たに取締役候補者に定めました。

候補者番号

4

再　任

社　外

独　立



井手 登喜子（いで ときこ）

（生年月日 1958年4月16日）

▶ 所有する当社の株式数　0株

▶ 取締役在任年数（本総会終結時）　3年11ヶ月

▶略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月　日本ビクター株式会社　入社
1988年 4月　日本モトローラ株式会社　入社
1998年 6月　デル株式会社　入社
2005年 9月　バクスター株式会社　ファイナンス・ヴァイスプレジデント　就任
2012年 7月　株式会社アサイアン　最高財務責任者　就任
2014年 4月　NEW Asurion Asia Pacific Japan合同会社
（現アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社）最高財務責任者　就任
2016年 8月　アシュリオン・ジャパン株式会社　代表取締役社長　就任
2017年 7月　アルヒ株式会社　社外取締役　就任（現任）
2018年 8月　アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社　顧問　就任

▶重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井手登喜子氏は、経営者として、また、財務責任者としての豊富な経験と知見を有しております。特にファイナンス分野について、専門的な観点から当社の業務執行に対する客観的かつ長期的な助言・監督を期待し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏が選任された場合は、人事報酬委員会委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

▶社外役員の独立性に関する事項

当社は、井手登喜子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号

5

再　任

社　外

独　立



火浦俊彦（ひうらとしひこ）

（生年月日 1959年10月1日）

▶ 所有する当社の株式数　0株

▶ 取締役在任年数（本総会終結時）　3年11ヶ月

▶略歴並びに当社における地位及び担当

1983年 4月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）　入行
1986年 2月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド　入社
1997年 1月　同社　パートナー　就任
2008年 1月　同社　代表パートナー　就任
2014年 4月　同社　会長　就任
2017年 1月　株式会社WT bridge　代表取締役　就任（現任）
2017年 7月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド
　　アドバイザリーパートナー　就任
2017年 7月　アルヒ株式会社　社外取締役　就任（現任）

▶重要な兼職の状況

火浦俊彦氏は、株式会社WT bridgeにて2017年1月より代表取締役を務めております。

▶社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

火浦俊彦氏は、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な知見を有しております。特に事業戦略及びテクノロジー領域について専門的な観点から当社の業務執行に対する客観的かつ長期的な助言・監督を期待し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏が選任された場合は、人事報酬委員会委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

▶社外役員の独立性に関する事項

当社は、火浦俊彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお同氏が所属していた株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）は、当社の主要な借入先の一つでありますが、退職から30年以上の年数が経過していることから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断しております。また、当社は、2020年7月に、同氏が代表取締役を務める株式会社WT bridgeに経営コンサルティング業務を委託しましたが、当該取引の金額は500万円に満たないものであるため、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断するものです。

候補者番号

6

再　任

社　外

独　立



大信田　博之（おおしだ　ひろゆき）

（生年月日 1957年6月5日）

▶ 所有する当社の株式数　0株

▶ 取締役在任年数（本総会終結時）　1年11ヶ月

▶略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月　株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）　入行
1998年 7月　KPMGグローバルソリューション株式会社　入社
1999年 7月　同社　ディレクター　就任
2000年 2月　KPMGビジネスアドバイザリーLLC　入社
2000年 7月　同社　東京支店　パートナー兼支店長　就任
2003年 8月　株式会社KPMG FAS 代表取締役パートナー　就任
2006年 9月　金沢工業大学虎ノ門大学院 客員教授　就任
2019年 7月　アルヒ株式会社 社外取締役　就任（現任）
2019年 7月　株式会社ギガプライズ 社外取締役　就任（現任）
2019年11月　株式会社SFM 社外取締役　就任（現任）
2019年12月　ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外監査役　就任（現任）

▶重要な兼職の状況

大信田博之氏は、株式会社ギガプライズ及び株式会社SFMの社外取締役であり、また、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の社外監査役であります。

▶社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大信田博之氏は、経営者として、また、コンサルタントとしての豊富な経験と知見を有しております。特に資本提携を含むM&A、経営戦略について専門的な観点から当社の業務執行に対する客観的かつ長期的な助言・監督を期待し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏が選任された場合は、人事報酬委員会委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

▶社外役員の独立性に関する事項

当社は、大信田博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏が所属していた株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）については、当社の借入先ではなく、また、退職から20年以上の年数が経過していることから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断しております。

第３号議案　　監査役２名選任の件

第７回定時株主総会終結の時をもって、当社監査役原田裕司氏、今村誠氏が任期満了となるため、以下の重任監査役２名を選任することにつき、ご承認いただきたく存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名				当社における現在の地位	取締役会出席率	監査役会出席率
1	はら　だ　ゆう　じ 原　田　裕　司	再任	社外	独立	常勤監査役	100% (16/16)	100% (13/13)
2	いま　むら　まこと 今　村　　誠	再任	社外	独立	社外監査役	100% (16/16)	100% (13/13)

再任　再任監査役候補者　　社外　社外監査役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、原田裕司氏及び今村誠氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。

・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

３．取締役会及び監査役会出席率は当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の回数及び出席回数より算出しております。

４．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の39ページに記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

再　任

社　外

独　立



原田裕司（はらだゆうじ）

（生年月日 1951年９月20日）

▶ 所有する当社の株式数　0株

▶ 監査役在任年数（本総会終結時）　３年０ヶ月

▶略歴及び当社における地位

1974年　4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）　入行
2002年　6月 同行　執行役員国際統括部長　就任
2004年　4月 株式会社日本総合研究所　常務執行役員　就任
2007年　6月 同社　取締役兼専務執行役員　就任
2008年　4月 マツダ株式会社　常務執行役員　就任
2008年11月 同社　取締役兼専務執行役員　就任
2017年　6月 日本ケミファ株式会社　社外取締役　就任（現任）
2018年　6月 アルヒ株式会社　常勤監査役　就任（現任）

▶重要な兼職の状況

原田裕司氏は、日本ケミファ株式会社にて2017年6月より社外取締役を務めております。

▶社外監査役候補者とした理由

原田裕司氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。また、現在、当社の常勤監査役として、当社の健全かつ適切な運営のために重要な役割を果たしていると考えられることから、引き続き社外監査役候補者としたものであります。

▶社外役員の独立性に関する事項

当社は、原田裕司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお同氏が所属していた株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）は、当社の主要な借入先の一つでありますが、退職から17年の年数が経過していることから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断しております。

候補者番号

2

再　任

社　外

独　立



今村（いまむら）　誠（まこと）

（生年月日 1961年12月13日）

▶ 所有する当社の株式数　0株

▶ 監査役在任年数（本総会終結時）　3年11ヶ月

▶略歴及び当社における地位

1988年　4月 弁護士登録　森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）　入所
1996年　1月 同事務所　パートナー　就任
1996年　2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
1998年12月 三宅坂綜合法律事務所　パートナー　就任
2016年　1月 霞門綜合法律事務所（現潮見坂綜合法律事務所）　パートナー　就任（現任）
2017年　7月 アルヒ株式会社　社外監査役　就任（現任）

▶重要な兼職の状況

今村誠氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナーであります。

▶社外監査役候補者とした理由

今村誠氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを活かし中立的な立場から客観的な意見を述べ、当社の社外監査役として必要な役割を果たしていると考えられることから、引き続き社外監査役候補者としたものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

▶社外役員の独立性に関する事項

当社は、今村誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、同氏が所属している潮見坂綜合法律事務所との間に顧問契約はなく、また定常的な取引もありません。

第４号議案　　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令若しくは定款に定める員数を欠くことになる場合、又は第３号議案における原田裕司氏の監査役選任議案が承認された場合において常勤監査役たる同氏が欠けた場合に備え、以下の候補者１名を補欠としての監査役に選任することにつき、あらかじめご承認いただきたく存じます。

なお、本選任の効力は次期定時株主総会開始の時までとなりますが、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその承認を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

井上（いのうえ）　明大（あきひろ）　（生年月日 1966年12月14日）

▶所有する当社の株式数　　67,900株

▶略歴及び当社における地位

1990年 4月　三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）　入行
2000年 3月　ソフトバンク・ファイナンス株式会社　入社
2005年 7月　SBIホールディングス株式会社　入社
2006年 4月　株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社　入社
2007年 9月　住信SBIネット銀行株式会社　取締役　就任
2009年 6月　SBIモーゲージ株式会社（現アルヒ株式会社）　入社
2018年 7月　同社　内部監査部長　就任（現任）

▶重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶補欠としての監査役候補者とした理由

井上明大氏は、現在、当社内部監査部長として、内部統制及び当社事業に関する豊富な知見を活かし、当社の監査機能の実効性の向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後、当社の監査機能強化の実現を更に牽引していくことが期待できるため、補欠としての監査役候補者としたものであります。

（注）１．井上明大氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、井上明大氏が監査役に就任する際には、同氏と当該契約を締結する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。
・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
３．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告39ページに記載のとおりです。そのため、井上明大氏が監査役に就任する際には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

ご参考

＜2021年6月24日　第7回定時株主総会後の取締役・監査役（予定）＞

氏名	役職	社外	企業経営	財務・会計・ファイナンス	マーケティング・営業	テクノロジー	国際性	人事・労務	法務・コンプライアンス	ガバナンス・リスクマネジメント	人事報酬委員会
浜田　宏	代表取締役		●		●		●				●
勝屋　敏彦	代表取締役		●		●		●				
松本　康子	取締役		●	●						●	
井手　登喜子	取締役	●	●	●			●				●
火浦　俊彦	取締役	●	●		●	●					●
大信田　博之	取締役	●	●	●					●		●
原田　裕司	常勤監査役	●		●			●			●	—
今村　誠	監査役	●						●	●	●	—
中野　竹司	監査役	●		●					●	●	—
上野　光正	監査役	●		●			●			●	—

（注）1．上記は、各人の有するスキルのうち、主なもの3つに●印をつけております。各人の有するすべてのスキル・能力・その他の知見を表しているものではありません。

2．役付取締役は本総会後の取締役会にて、常勤監査役は本総会後の監査役会にて決定いたします。

事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの属する住宅関連業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により年度初は厳しい状況でしたが、その後持ち直しの動きが見られ、新設住宅着工戸数、中古マンション・中古戸建住宅の成約件数は、８月以降概ね回復の傾向となっております。新型コロナウイルス感染拡大の収束時期が見通せず、不透明な状況は続いているものの、市場の先行きについては、リモートワークの普及による在宅時間の増加などで「快適な住環境」が重視される傾向があることや、住宅ローン減税の効果もあり、比較的底堅く推移していくことが期待されます。

このような状況のもと、当社グループは、「今こそもっと成長」を2021年３月期のテーマのひとつとして掲げ、お客さま、お取引先と従業員の安全を最優先に新型コロナウイルスへの感染防止対策を講じながら、商品・サービス等を強化し、企業価値の向上に積極的な取り組みを継続してまいりました。具体的には、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」の商品ラインアップ追加や全疾病保障特約付の保険商品の取り扱いを開始したことに加え、株式会社北都銀行と業務提携契約を締結し、株式会社北都銀行の住宅ローンを希望するお客さまに対する当社商品の紹介も開始しております。事業の遂行に際しては、顧客重視（カスタマーファースト）と、コンプライアンス重視（コンプライアンスファースト）の取り組みを継続して行っておりますが、AIを活用したリスク管理システム「ARUHI ホークアイ1.0」に加え、不動産取引データから価格妥当性を判定する「ARUHI ホークアイ2.0」を導入し、更なるリスクマネジメントの強化に取り組んでおります。また、千葉県の柏の葉キャンパスに第二本社を立ち上げ、従業員のライフスタイルに合わせた多様な働き方の提案や地域コミュニティへの貢献などを目指すとともに、災害などの不測事態の発生リスクへの対応強化も図っております。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの新規融資実行件数は、期末における住宅引き渡しの延期等の影響が一部に見られたこともあり、前年同期比3.6％の減少となりましたが、受理件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に留め前年とほぼ同水準となっております。

営業収益については、融資実行業務において実行件数の減少があったものの、単価が高い建築物件の比率が増え、１件あたりの融資金額が増加したことから、オリジネーション・フィー売上が前年同期比1.4％増加いたしました。また、ファイナンス業務は前年同期比6.3％減少しましたが、過去に融資実行を行った住宅ローンに係るストック型収益である保険関連業務及び債権管理回収業務は好調な推移となりました。保険関連業務は、新型コロナウイルス感染症の流行により、収入減に備える生命保険に対する関心が高まる中、2020年４月より保障内容を充実させた全疾病保障特約の取り扱いを開始するなどにより、前年同期比33.6％増加しました。債権管理回収業務は、過去に融資実行を行った住宅ローンに係る債権に加え、他社からのサービシング債権譲受もあり、サービシング債権残高は着実に増加しており、前年同期比13.5％増加しました。これらの結果、当連結会計年度の営業収益は26,821百万円（前年同期比2.4％増）と厳しい市場環境の中で前年度を超えて着地いたしました。また効果的なコストコントロールを行った結果、税引前利益についても前年度を超え7,745百万円（同5.9％増）となり、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益は5,177百万円（同4.1％増）となりました。

以上により、当社グループの当連結会計年度の営業収益は以下のとおりとなりました。

（単位：百万円）

営業収益内訳	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	前連結会計年度比
融資実行業務	14,061	14,261	101.4%
債権管理回収業務	2,196	2,492	113.5%
保険関連業務	1,700	2,271	133.6%
ファイナンス業務	7,859	7,364	93.7%
その他業務	384	430	112.0%
合計	26,202	26,821	102.4%

（注）**１．融資実行業務**：当業務における主な収入は当社が融資実行した際に受領するオリジネーション・フィー売上（実行金額に一定の料率を乗じて算出）、主な費用はFC（フランチャイズ）運営法人へ支払う支払手数料（オリジネーション・フィー売上の約50%）です。

２．債権管理回収業務：当社は、当社が実行した住宅ローン債権について、住宅金融支援機構や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理・回収業務を受託しております。当業務における主な収入は当社が住宅金融支援機構等から受領するサービシング・フィー売上です。なお、住宅ローンの債権譲渡により会計上認識される回収サービス資産について、期中回収分をサービシング・フィー売上に含めております。

３．保険関連業務：当社は住宅ローンの販売に際して、保険会社からの業務委託を受けて、保険代理店としての業務を行っております。また、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険等の取扱いに関する業務を行っております。当業務における主な収入は、保険代理店手数料売上及び団体信用生命保険料売上です。

４．ファイナンス業務：当社は、住宅ローンの融資実行により発生した貸付債権を対象として、債権流動化・証券化を実施することで資金調達を行っております。また、融資実行後、債権流動化・証券化を実施するまでの間、当社が貸付債権を保有する場合には、主に銀行借入により資金調達を行っております。当業務における主な収入は、貸付債権の債権譲渡時に発生する貸付債権流動化関連収益（債権譲渡の対象となる貸付債権について、当社が受け取る権利を有している金利スプレッド等の将来キャッシュ・フローを公正価値で評価し収益認識するもの）及び当社で保有している貸付債権から発生する利息収入です。

５．その他業務：その他業務の主な売上の内容は、FC運営法人に対するシステム利用料です。

（ご参考）業績ハイライト

▶営業収益

26,821 百万円

前連結会計年度比 2.4 %増

▶税引前利益

7,745 百万円

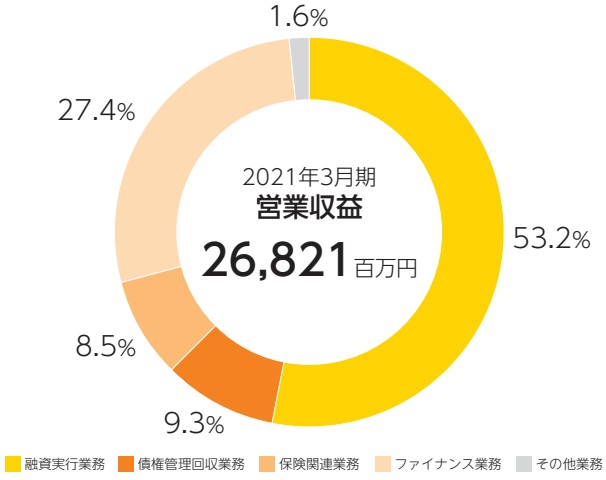
前連結会計年度比 5.9 %増

▶当期利益

5,177 百万円

前連結会計年度比 4.1 %増

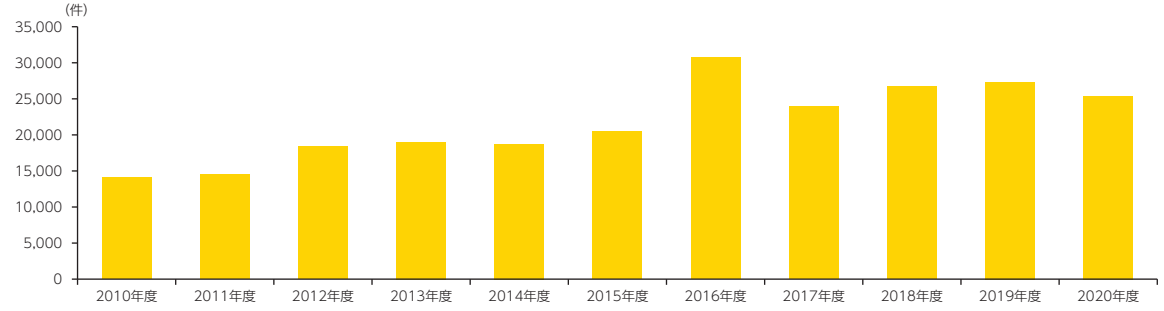
▶業務別営業収益構成比



▶当社における融資実行件数の推移（住宅ローン商品及び投資用マンションローンの合計件数）

年間20兆円※（新規貸出額）という巨大な住宅ローン市場において、外部環境にも大きく左右されず、融資実行件数は成長を実現しております。

※出典 住宅金融支援機構



（2）資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの運転資金の調達及び借入金の返済を目的として、複数の金融機関より長期借入金15,700百万円の調達を実施しました。また、手元流動性を確保するため、複数の金融機関と総額30,700百万円のコミットメントライン契約の締結をしました。その結果、当連結会計年度末における長期借入金は28,849百万円、短期借入金は51,700百万円となっております。その他、増資等による資金調達は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は、545百万円であります。その主なものは、業務系システム関連及びサイト運営関連ソフトウェア、並びに、支店・FC店舗の出店改装などによるものであります。

（3）主要な借入先及び借入額　（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借入残高
株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行ほか5社	10,863

（注）本件は株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社三井住友銀行をコ・アレンジャーとするシンジケートローンであります。

（4）財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	2018年3月期 第４期	2019年3月期 第５期	2020年3月期 第６期	2021年3月期 第７期
営業収益	20,433	23,844	26,202	26,821
税引前利益	5,199	6,264	7,315	7,745
当期利益	4,769	4,312	4,972	5,177
親会社の所有者に帰属する当期利益	4,769	4,312	4,972	5,177
当期包括利益	4,769	4,312	4,972	5,177
基本的１株当たり当期利益	134円18銭	120円60銭	141円45銭	146円58銭
希薄化後１株当たり当期利益	131円80銭	117円21銭	138円65銭	145円11銭
資産合計	84,295	99,398	132,585	164,762
資本合計	21,343	23,853	26,634	30,093
親会社の所有者に帰属する持分	21,343	23,853	26,634	30,093
親会社所有者帰属持分比率	25.3%	24.0%	20.1%	18.3%
１株当たり親会社所有者帰属持分	598円52銭	675円23銭	756円79銭	847円67銭

（注）１．当社は、第４期より会社計算規則第120条第１項の規定により国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。
２．記載金額は百万円未満を切り捨てて表記しております。

（5）主要な事業内容　（2021年3月31日現在）

当社は、住宅ローン事業を主要事業としております。その主な内容は以下のとおりです。

①経営の基本方針

人生は「ある日」の積み重ねでできています。そしてお客さまにとって住宅を持つ日こそ、かけがえのない「ある日」。日本初のモーゲージバンクとして創業した当社グループは、住宅ローン専門金融機関のパイオニアとして、さまざまなニーズにお応えする住宅ローン商品を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルにてご提案することで、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようにお手伝いします。

さらに、お客さまの新しい生活がより楽しく、充実したものとなるよう、理想の家探しや、日々の暮らしのコストを下げるサポートなど、ライフステージに合わせたサービスをご提供します。新しい生活のはじまりから、ずっと寄り添うようにお付き合いさせていただく「住生活プロデュース企業」として、当社はお客さまの豊かな住生活の実現を応援します。そのために、当社グループは、「お客さまの満足の追求」を大切にし、企業価値の向上に努めております。

②中期的な経営戦略

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本社会における働き方の意識を変え、都心から郊外、マンションから戸建など、住環境に求めるニーズの大きな転換点となりました。このような住環境ニーズの大きな変化を捉え、当社グループは、2022年３月期から2026年３月期までの５年間を対象とする「中期経営計画2021」を策定し、2021年５月に公表いたしました。

これまでの「住宅ローンカンパニー」から世界で類を見ない総合的な「住み替えカンパニー」へ進化し、圧倒的な知名度とCustomer Experienceのコンシューマーブランドになることを目指しております。

お客さまをワンストップでフルサポートする総合的な「住み替えカンパニー」として、既存の住宅ローン事業に加えて、不動産事業（居住用）並びに住み替えに関するコンシューマーサービス事業を本格的にスタートいたします。

（注）2021年5月11日、ARUHIの第二創業と位置付ける「中期経営計画2021（2022年3月期から2026年3月期）」を決定しました。

③目標とする経営指標

当社グループは、利益ある成長を経営目標とし、営業収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益、税引前利益、及び住宅ローン新規借入実行件数を重視しております。

（6）主要な営業所及び従業員の状況（2021年3月31日現在）

①主要な営業所

事務所

六本木本社	東京都港区
第二本社	千葉県柏市

（注）第二本社は、2021年10月のグランドオープンを予定しております。

営業所

ARUHI札幌支店	北海道札幌市中央区
ARUHI仙台支店	宮城県仙台市青葉区
ARUHI銀座支店	東京都中央区
ARUHI東京ローンセンター	東京都千代田区
ARUHI池袋支店	東京都豊島区
ARUHI横浜ランドマークタワー支店	神奈川県横浜市西区
ARUHIたまプラーザ支店	神奈川県横浜市青葉区
ARUHI名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
ARUHI大阪支店	大阪府大阪市中央区
ARUHI広島支店	広島県広島市中区
ARUHI福岡支店	福岡県福岡市博多区
ARUHI鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市

②従業員の状況

従業員数　：425名（前連結会計年度末比25名増）

（注）従業員数には、アルバイト、派遣社員、契約社員及び業務委託社員は含めておりません。

（7）子会社の状況

当社は子会社としてアルヒマーケティング株式会社、アルヒＲＰＡソリューションズ株式会社、アルヒキャリア株式会社、及びアルヒ不動産テクノロジーズ株式会社（いずれも当社の議決権比率100%）を保有しています。

当該子会社に関する事項は以下のとおりです。

名称	住所	資本金	主な事業内容
アルヒマーケティング株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	1,000万円	広告事業 情報通信事業
アルヒＲＰＡソリューションズ株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	1,500万円	事務受託事業
アルヒキャリア株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	1,000万円	有料職業紹介事業
アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社	東京都目黒区上目黒一丁目26番１号	1,000万円	不動産仲介事業

（注）１．当社は、2021年４月１日付けで、アルヒマーケティング株式会社を吸収合併いたしました。
２．当社は、2021年４月28日付けで、住み替えを検討しているお客さまの住宅ローンや物件購入・売却のコンサルティング業務を事業の内容とするアルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社を設立いたしました。

当社は、子会社と取引をするに際しては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定をしております。

また、子会社との取引に際しては、必要に応じ事前に取締役会において議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しております。

（8）対処すべき課題

当面の当社グループが属する住宅関連業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の収束時期が見通せず、依然として不透明な状況は続いておりますが、在宅時間の増加で「快適な住環境」が重視される傾向があることや、リモートワークの普及によるライフスタイルの変化、住宅ローン減税制度の効果もあり、比較的底堅く推移していくことが期待されます。

一方で、やや中期的には、地方から大都市圏への人口流入、ライフステージ・ライフスタイルに合わせた住み替え、単身世帯の増加等を背景とした住宅需要の活性化が予想されます。また、国の中古物件流通促進政策を背景とした中古物件流通量の増加等、住宅ローン市場において引き続き成長が見込める領域（潜在マーケット）が存在すると想定されます。

上記を踏まえたうえで、複数の切り口から対処すべき課題について以下記載いたします。

① 競合他社の状況と商品ラインアップ

日本銀行によるマイナス金利政策や変動金利型住宅ローン金利引き下げ競争の激化を背景として、住宅ローンによる利息収益が期待しにくい環境が続き、銀行をはじめとする民間金融機関の住宅ローン事業の縮小・撤退が報じられておりますが、変動金利商品を提供する大小の銀行は、依然として全住宅ローンの80%を超える市場を占有しており、特にインターネット専業銀行は住宅ローンの商品性・サービスの強化を推し進め、銀行のなかではポジションを拡大しつつある状況にあります。

当社グループは、住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供している全期間固定金利商品で、従来から提供する「ARUHIフラット３５」（【フラット３５買取型】）に加え、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」（【フラット３５保証型】）を数年前から市場に投入・拡大することにより、全期間固定金利市場の拡大を図っております。「ARUHIスーパーフラット」シリーズは全体の実行件数を押し上げる原動力となっており、2020年度の【フラット３５】の実行件数（借換を含む）シェアは28.4%（前年比0.9%増）となり、11年連続で第1位となりました。さらに、銀行代理商品やオリジナル変動金利商品等の変動金利商品の導入・拡充により、市場規模の大きなセグメントに参入し、住宅ローン事業の更なる拡大を図っております。今後は、お客さまの属性やニーズの違いを的確に分析・判断し、最適な商品を開発することに加え、新たな顧客層や不動産事業者等への営業基盤強化等が課題であると認識しております。

② 販売チャネル及び営業体制

当社グループは、FC店舗、直営店舗、直販ホールセール営業やWebチャネルなど、さまざまな販売チャネルを拡大して提供することで、より大きな市場により効率よくアクセス可能な体制を整備してまいりました。今後も、全国に展開されるリアルチャネルとWebチャネルの融合を推進することで、お客さまの多様化するニーズへの対応に引き続き取り組んでまいります。また、2021年４月１日付けで営業体制を再編し、従来のFC店舗の支援・管理機能と直営店舗の営業機能を一本化することで、より高度かつ機動的な営業戦略の策定・遂行を図るとともに地域戦略の強化を目指してまいります。

一方、店舗網の強化に取り組む上で、FC店舗を含む人材の安定的な確保と雇用の拡大、能力向上とコンプライアンス体制の強化が課題であると認識しており、こうした営業体制の再編により、店舗チャネルの戦略的な運営を従来以上に推し進め、販売体制とコンプライアンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

③ オペレーション体制

当社グループは、住宅ローン業務において、OCR（Optical Character Recognition）やRPA（Robotic Process Automation）、AI（Artificial Intelligence、以下同様）等の最先端テクノロジーを活かして、お客さまの利便性と事務効率の向上への取り組みを加速させております。2019年12月に導入したAIを活用したリスク管理システム「ARUHI ホークアイ1.0」に加え、不動産取引データから価格妥当性を判定する「ARUHI ホークアイ2.0」を2021年３月に導入いたしました。今後も引き続き当社グループ独自の先進的なテクノロジーを活用し、住宅ローン業務の自動化・ペーパーレス化等を通じた更なる事務処理能力、精度の向上及び事務コストの削減に取り組んでまいります。オペレーション体制の強化においては、イノベーション・チャレンジを継続することが当社の責務かつ課題であると認識しております。

また、当社グループは、こうした住宅ローンにおけるオペレーションの強みを活かし、事務コストを削減したい、煩雑な事務作業を外注したい、といった銀行等民間金融機関からのご要望にお応えする事務受託子会社を設立し事務受託事業を行っております。従来コストセンターであった住宅ローン事務を、テクノロジーを活用した独自の強みによりプロフィットセンター化することで、収益化への貢献も行ってまいります。

④ サステナビリティ

サステナビリティの方向性

当社グループは、多くの人が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。また、お客さま・ビジネスパートナー・地域社会などの皆様の期待・要請に応え、高い倫理観のもとに住まいと暮らしをサポートするさまざまな事業を開発・推進することで、社会的課題の解決と持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

環境

環境への取り組みにおいては、「良いものを受け継ぎ長く使う、循環型社会の構築に貢献する」「地球環境に配慮した、良質な住宅の普及を促進する」との考え方をベースに企業活動を行っており、当該考え方に基づいたグリーンRMBSを発行しています。グリーンRMBSの裏付け資産は、省エネルギー性能の高い住宅に対するローンである【フラット３５】Sのうち適格基準を満たすものを選定しており、省エネルギー性に優れた住宅の普及促進に貢献しております。こうしたグリーンRMBSの発行は、日本初の取り組みとなるもので、2021年４月には「ディール・オブ・ザ・イヤー2020」で「ベスト・ストラクチャード・プロダクト」を受賞いたしました。今後も金融機関として環境負荷を減らす取り組みに努めてまいります。

（注）１．RMBSとは、Residential Mortgage-Backed Securitiesの略称です。住宅ローン債権を裏付け資産として発行される証券のことで、グリーンRMBSは、その中でも高い環境改善効果が期待される住宅を取得するための住宅ローンを裏付け資産として発行されるものを指します。
２．【フラット３５】Sとは、住宅金融支援機構が定める基準を満たす住宅について、当初一定期間の金利を引き下げる【フラット３５】Sの制度を利用した住宅ローンを指します。

地域貢献

地域活性への取り組みにおいては、「本当に住みやすい街大賞」の選定を行っております。当社グループは住宅ローン事業で得られた膨大なデータを元に、あこがれやイメージではなく「実際にその地域で生活する」という視点から、住環境・交通利便・教育環境・コストパフォーマンス・発展性の5つの基準について、住宅や不動産の専門家が参画する選定委員会によって、公平な審査のもとに毎年「本当に住みやすい街」を選定しランキングを発表しています。主要な地域別に公表しているこのランキングはTV、雑誌、インターネットなどの多くのメディアに取り上げられ話題となっており、選出された街の商店街の看板やWebサイトなどにランキングを利用していただくことで、街のPRを後押ししております。また、選定された街と連携し地域活性化に向けた取り組みを行うことで、街の持続的な発展に貢献しております。



カスタマーファースト

当社グループはお客さまの満足度向上は最も重要な経営課題の一つであると考えております。当社の考える「お客さま」とは、住宅ローンにおけるお客さまだけでなく、ビジネスパートナー、地域社会、従業員等を含むさまざまな方であると定義しています。全社をあげて顧客満足度の向上への取り組みを行うため、社内のすべての会議体・すべての部署に対してお客さま満足に関する提言を行うCSD（カスタマー・サティスファクション・ディレクター）を設置し、「カスタマーファースト」をスローガンとして、全社的な取り組みを行っております。

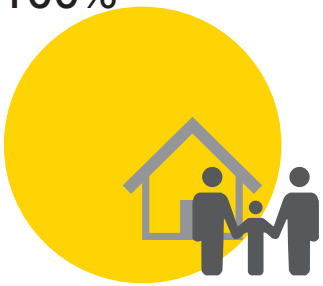
「働きやすさ」と「働きがい」の両立

当社グループは、従業員一人一人がそれぞれのワークスタイル・ライフスタイルに合わせてその能力を最大限発揮できる多様性のある職場環境をめざし、その一環としてリモートワーク体制の積極的推進を行っております。

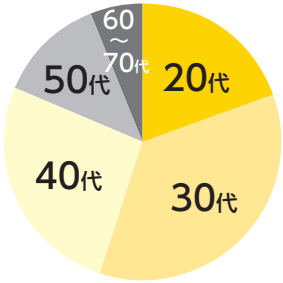
女性管理職比率
20.34%



ARUHI従業員の
産休・育休復帰率
100%



新卒からシニアまで
幅広い年代の従業員が活躍中



(注) 1．女性管理職比率については2021年3月期より組織長以上の管理職における女性比率としております。
2．いずれも2021年３月末時点

コンプライアンスファースト

当社グループは「コンプライアンスファースト」のスローガンを掲げ、テクノロジーの活用やオペレーションの改善を通じ、ルールに沿った適切な業務運営を行えるよう体制を整えております。FC店舗を含めたこれらの取り組みは継続して強化していくことが重要と認識しており、FC店舗を含む営業部門・オペレーション部門・管理部門などの全役職員に対し、コンプライアンス重視の徹底を教育・研修などを通じて浸透させ、コンプライアンス風土の醸成に引き続き努めてまいります。

⑤ 内部管理体制及び経営管理体制

コンプライアンス

当社グループは、当社の「Mission、Value」の企業理念を具現化した「アルヒ・コンプライアンス行動規範」を定め、FC店舗従業員を含む全役職員に周知しています。この行動規範では、社外のステークホルダーの皆さま（お客さま・株主・社会全般など）への行動規範と帰属する組織の一員（よりよい企業風土・組織の一員・経営者など）としての行動規範を定めています。

また、当社は、こうした行動規範を日常業務で継続的に想起し行動につなげるため、「コンプライアンスファースト」をスローガンに掲げるとともに、FC店舗を含む全店舗及び本社の執務室にコンプライアンスファーストのポスターを掲示しております。当社は、こうしたコンプライアンスカルチャーの醸成や教育・研修による意識の向上、自主点検や定期検査を通じた管理体制によりコンプライアンスの強化に継続的に取り組んでまいります。

リスク管理

当社グループは、リスク管理基本方針に基づくERM（Enterprise Risk Management）体制により、グループ全体のリスクを統合的に管理しています。事業領域の拡大や商品拡充に伴う新規リスクや既存リスクの継続的なモニタリングにより、リスクを適切にコントロールしながらビジネスの拡大と成長による企業価値向上に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンス

当社は、CGコードを重視した経営を行うため、以下の基本的考え方に基づくコーポレート・ガバナンスを行っております。当社は、これからも透明で健全な企業経営を継続的に行ってまいります。

ⅰ.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

1）株主の権利に配慮し、権利を適切に行使する環境の整備を行います。
　また、持続的な成長や企業価値の向上のため、株主総会及びその他の対話の機会を重視し積極的に対話を行います。

2）取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業戦略等大きな方向性を示し、適切な執行のリスクテイクを支えるとともに、実効性の高い監督を行います。

3）永続的な企業価値の向上のため、お客さま・従業員・株主・取引先・債権者・地域社会等のさまざまなステークホルダーと協働し、相互の利益や価値を尊重します。

4）会社の経営成績及び財政状態だけでなく、非財務情報としての経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスについて積極的に開示し情報提供の充実による透明な経営を行います。

ⅱ.人事報酬委員会の設置

役員の人事・報酬決定の透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を中心とした人事報酬委員会を設置しています。

ⅲ.取締役会の実効性向上

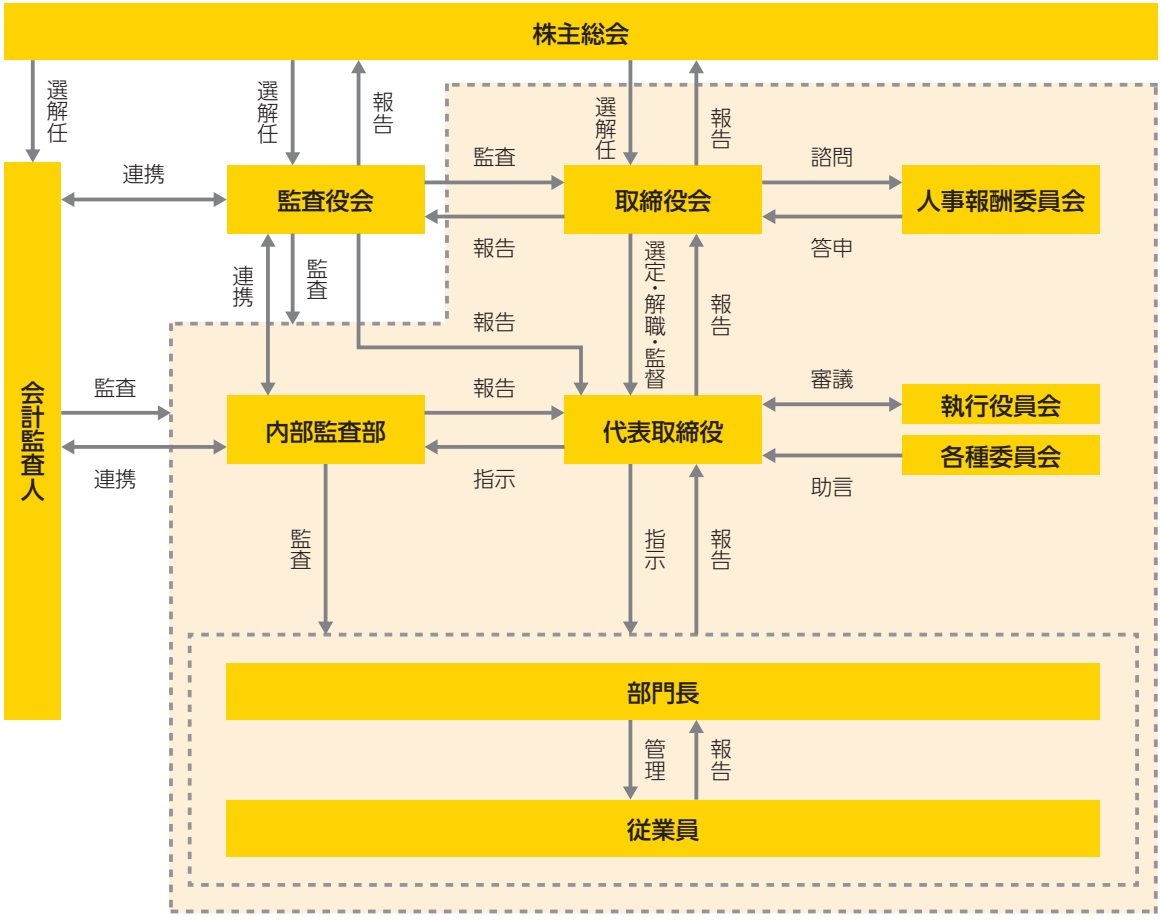
コーポレート・ガバナンスの要である取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、改善を図ることを目的として、実効性評価を行っています。

ⅳ.ガバナンス体制

当社のガバナンス体制は以下のとおりです。

なお、取締役会の過半数が独立社外役員であり、監督機能を十分に発揮できる構成となっています。

(注) 2021年6月24日の株主総会以降の体制は、同株主総会において第2号議案が承認された場合、業務執行取締役と非業務執行取締役（独立社外取締役）が同数となりますが、業務執行取締役が過半数を占めることとはならないため、引き続き監督機能を十分に発揮できる取締役構成であります。



（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しております。この認識に基づき、当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、内部留保については更なる企業価値の向上を図るための成長投資に備えるとともに、余剰資金については積極的な配当を行っていくことを基本方針としております。

具体的には配当性向35～40％を目標とし、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

3 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 ：140,000,000株（普通株式）

(2) 発行済株式の総数 ：普通株式　35,501,840株（自己株式578,760株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数 ：6,559名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数（千株）	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,110	17.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,942	13.92%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,689	4.75%
JP MORGAN CHASE BANK 385174	1,638	4.61%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKDU UCITS CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY ACCOUNT	1,269	3.57%
浜田　宏	933	2.62%
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	710	2.00%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	709	1.99%
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1COLL EQUITY	675	1.90%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	560	1.57%

(注) 1．当社は自己株式を578,760株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況は次のとおりです。

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社譲渡制限付株式　31,300株	2名

4 会社役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
浜　田　　宏	代表取締役 会長兼社長 CEO兼COO	コクヨ株式会社社外取締役
吉　田　恵　一	代表取締役 副社長	該当する事項はございません。
井　手　登喜子	取締役（社外・独立）	該当する事項はございません。
火　浦　俊　彦	取締役（社外・独立）	株式会社WT bridge代表取締役
大信田　博　之	取締役（社外・独立）	株式会社ギガプライズ　社外取締役 株式会社SFM　社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外監査役
原　田　裕　司	常勤監査役 （社外・独立）	日本ケミファ株式会社　社外取締役
今　村　　誠	監査役（社外・独立）	潮見坂綜合法律事務所　パートナー弁護士
中　野　竹　司	監査役（社外・独立）	奥・片山・佐藤法律事務所　パートナー弁護士
上　野　光　正	監査役（社外・独立）	SBテクノロジー株式会社　常勤監査役 特定非営利活動法人国連UNHCR協会　監事

(注) 1．社外取締役火浦俊彦氏は、株式会社WT bridgeの代表取締役であり、当社は2020年7月に同社に経営コンサルティング業務を委託しました。その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には記載すべき取引関係その他の関係はございません。
2．監査役 穴田卓司氏は、2020年6月25日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3．地位及び担当に「独立」と記載のある役員は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
4．監査役 原田裕司氏は、経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。また、監査役 今村誠氏は弁護士として法令を中心とした高度な専門知識を、監査役 中野竹司氏は、公認会計士及び弁護士として財務及び会計並びに法令に関する高度な専門知識を、監査役 上野光正氏は公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識を、それぞれ有しております。

（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社の取締役・監査役、及び当社子会社の取締役・監査役は、当該保険契約の被保険者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には塡補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については塡補の対象としないこととしております。

（3）取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度にかかる報酬等の総額

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 （うち社外取締役）	5名 （3名）	85 （25）	65 （-）	43 （-）	193 （25）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （4名）	36 （34）	- （-）	- （-）	36 （34）
計 （うち社外役員）	10名 （7名）	121 （59）	65 （-）	43 （-）	229 （59）

（注）１．2020年6月25日開催第６回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

２．上記業績連動報酬は、定量的な業績指標（営業利益及び税引前利益）の達成率に応じて計算されます。定量的な業績指標は、事業規模の拡大と事業の収益率・効率性向上を目的として営業利益及び税引前利益を指標として選定しております。なお、2021年3月期については、コロナ禍における業績見通しの不透明性により業績目標が2度修正されていることを鑑み、人事報酬委員会で討議した結果、前年実績対比を業績指標とすることが適当と決定されました。前年実績対比による業績指標の達成率は、営業収益が102%、税引前利益が106%です。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の定量的及び定性的な貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人報酬委員会での討議を経て決定されます。
業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定しております。また、業績指標達成率の上限は150%とし、150%達成時の支給率は200%です。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとしております。

３．上記非金銭報酬の内容は、ストック・オプション、及び譲渡制限付株式であり、ストック・オプションについては、当事業年度よりも前に付与したストック・オプションの付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しており、当事業年度の費用計上額は主に有償ストック・オプションに関連するものです。また、譲渡制限付株式についても、付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しております。

4．当社における譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。対象取締役は、当社の取締役会が予め定める期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。
取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額１億円以内としております。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定されます。
また、譲渡制限付き株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年５万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）としております。
譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社における取締役の報酬額（総額）は年額5億円以内とし、その具体的な金額及び支給時期は社外取締役が構成員の過半数を占める人事報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会により決定することとしております（2017年６月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める取締役の員数は３名以上であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は３名）です。）。

なお、社外取締役については、その役割を勘案し業績連動報酬は支給しないものとし、固定報酬額については、取締役の報酬総額の範囲内としております。

また、監査役の報酬（総額）は「年額６千万円以内」であります。（2017年６月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める監査役の員数は３名以上であり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち、社外監査役は２名）です。）。

監査役報酬の具体的な金額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況や他社動向等マーケットの水準も考慮し、監査役の協議により決定しております。

また、2020年６月25日定時株主総会において、上記の取締役の報酬枠とは別枠にて、対象取締役２名に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されました。

決議に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額1億円以内としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしております。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております（2021年５月11日開催の取締役会において一部改訂を決議）。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a.報酬（業績連動・非金銭報酬を除く）等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬に関する方針及び体系については、過半数の社外取締役で構成される人事報酬委員会にて討議され取締役会への答申を経て決定される。

取締役報酬の水準については、外部サーベイデータ等を参照し、会社業績を反映できる内容になっているかどうか、市場競争力を確保できる内容及び水準になっているか等を勘案し、人事報酬委員会で討議を経た上で決定する。

人事報酬委員会は、取締役、執行役員、その他同委員会が指定する重要な従業員の評価及び報酬等の決定方法、個人別の評価及び報酬等について決議し、取締役会に答申することとする。

b.業績連動報酬の業績指標の内容・報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、定量的な業績指標（営業利益及び税引前利益）の達成率に応じて計算される。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人報酬委員会での討議を経て決定されるものとする。

業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定する。また、業績指標達成率の上限は150%とし、150%達成時の支給率は200%とする。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとする。

c.非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。対象取締役は、当社の取締役会が予め定める期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとする。

取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額１億円以内とする。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとする。

また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年５万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とする。

譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件とする。

d.報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合に関する方針

業績指標達成率100%の場合の取締役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の支給割合は、社長において概ね1対1対1.13、副社長は1対0.8対0.7を目途とし、上位職の業績連動比率を高く設定することとする。

その他の取締役の「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の支給割合については人事報酬委員会において検討することとし、概ねの支給割合をベースに年度業績を反映させた結果を取締役会へ答申するものとする。

e.報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬及び業績連動報酬の決定については、年度業績の確定後に人事報酬委員会にて討議され、株主総会後に到来する最初の取締役会にて決議することとする。
決議された内容に基づき取締役任期の初月に報酬改定が実施され、固定報酬は各月に支払い、また業績連動報酬を7月に支払うこととする。

譲渡制限付株式報酬の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、報酬決定を第三者に委任することはありません。社外取締役が構成員の過半数を占める人事報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会により決定いたします。

g.上記のほか取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する重要な事項

当社の譲渡制限付株式報酬制度では、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約において、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を定めております。

（4）各社外役員の主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 （全16回開催）	監査役会出席回数 （全13回開催）
取締役　井　手　登喜子	15/16	-
取締役　火　浦　俊　彦	16/16	-
取締役　大信田　博　之	16/16	-
監査役　原　田　裕　司	16/16	13/13
監査役　今　村　　誠	16/16	13/13
監査役　中　野　竹　司	16/16	13/13
監査役　上　野　光　正	13/13	10/10

（注）上野光正氏は事業年度中に新たに役員に就任したため、取締役会・監査役会の開催回数が他の役員と異なっております。

② 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額及び子会社等からの役員の報酬等の総額

（単位：百万円）

支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額	子会社等からの役員報酬等
	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
7名	59	－	－	59	－

③ 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役　井　手　登喜子	取締役会では客観的視点から積極的に意見を述べており、特にファイナンス分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役　火　浦　俊　彦	取締役会では事業戦略について積極的に意見を述べており、特に新技術の応用について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役　大信田　博　之	主に経営戦略の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に資本提携、M&A等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役　原　田　裕　司	経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する豊富な知見を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　今　村　　誠	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　中　野　竹　司	弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　上　野　光　正	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

（5）責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と、責任限定契約を締結しております。契約の概要は以下のとおりであります。

（ⅰ）社外取締役との責任限定契約

・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

（ⅱ）監査役との責任限定契約

・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

5 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額：	73百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	9百万円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額：	82百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に係る監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査期間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

（3）非監査報酬の内容

当社における非監査業務の内容は主に財務・税務デューデリジェンス業務であります。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産	
現金及び現金同等物	37,404
売上債権	957
営業貸付金	71,649
預け金	126
未収入金	128
その他の金融資産	24,596
その他の資産	614
有形固定資産	1,222
のれん	24,464
無形資産	3,310
繰延税金資産	287
資産合計	**164,762**

科目	金額
負債	
預り金	14,517
リース負債	1,191
借入債務	80,556
引当金	183
未払法人所得税	1,420
その他の金融負債	35,371
その他の負債	1,425
負債合計	**134,668**
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	30,093
資本金	3,471
資本剰余金	9,057
自己株式	△1,070
利益剰余金	18,635
資本合計	**30,093**
負債及び資本合計	**164,762**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**26,821**
営業費用	
金融費用	△3,162
販売費及び一般管理費	△15,306
その他の費用	△268
営業費用合計	△18,737
その他の収益・費用	
その他の収益	49
その他の費用	△387
その他の収益・費用合計	△337
税引前利益	**7,745**
法人所得税費用	△2,568
当期利益	**5,177**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	5,177
当期利益	5,177

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2021年3月31日現在）

【資産の部】

科目	金額
流動資産	**100,350**
現金及び預金	37,030
売掛金	942
営業貸付金	37,454
貸付債権信託受益権	123
未収収益	13,684
預託金受益権	10,368
未収入金	132
1年内回収予定の長期貸付金	1
その他	845
貸倒引当金	△234
固定資産	**21,287**
有形固定資産	**424**
建物附属設備	67
器具備品	42
リース資産	311
その他	3
無形固定資産	**19,076**
のれん	16,773
ソフトウエア	1,254
リース資産	129
その他	918
投資その他の資産	**1,786**
関係会社株式	138
長期前払費用	71
差入保証金	645
繰延税金資産	740
その他	190
資産合計	**121,637**

【負債の部】　（単位：百万円）

科目	金額
流動負債	**70,270**
買掛金	77
短期借入金	48,200
1年内返済予定の長期借入金	3,500
リース債務	214
未払金	955
未払費用	970
未払法人税等	1,466
預り金	14,519
その他	365
固定負債	**29,874**
長期借入金	29,463
長期預り金	26
長期リース債務	201
資産除去債務	183
負債合計	**100,144**
【純資産の部】	
株主資本	**21,113**
資本金	**6,000**
資本剰余金	**6,416**
資本準備金	1,510
その他資本剰余金	4,906
利益剰余金	**9,767**
その他利益剰余金	9,767
繰越利益剰余金	9,767
自己株式	**△1,070**
新株予約権	**378**
純資産合計	**21,492**
負債及び純資産合計	**121,637**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**26,501**
営業費用		
金融費用等	2,887	
販売費及び一般管理費	16,757	19,645
営業利益		**6,855**
営業外収益		
受取利息	0	
受取賃貸料	33	
債権取立益	9	
貸倒引当金戻入	104	
その他	34	182
営業外費用		
支払利息	115	
支払報酬	2	
減価償却費	7	
自己株式取得費用	2	
投資事業組合運用損	52	
その他	44	225
経常利益		**6,813**
税引前当期純利益		**6,813**
法人税、住民税及び事業税	2,402	
法人税等調整額	100	2,503
当期純利益		**4,309**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

アルヒ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　泰司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山口　奈美　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルヒ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アルヒ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年5月11日

アルヒ株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　鈴木　泰司　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　山口　奈美　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルヒ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月17日

アルヒ株式会社　監査役会

常勤社外監査役　原田　裕司　㊞

社外監査役　今村　誠　㊞

社外監査役　中野　竹司　㊞

社外監査役　上野　光正　㊞

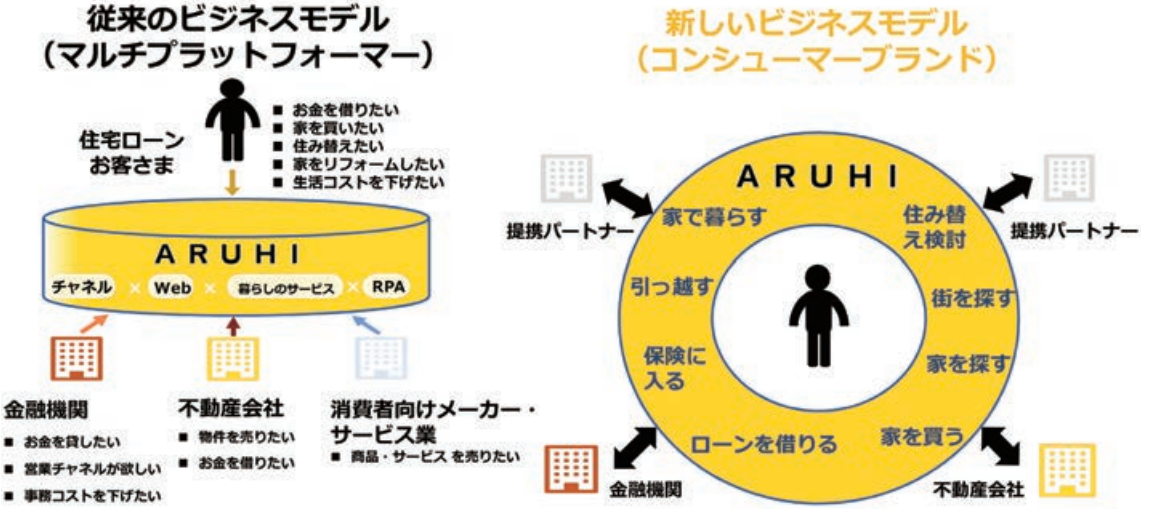
以　上

（参考）中期経営計画2021から抜粋

当社は、2021年5月11日、ARUHIの第二創業と位置付ける「中期経営計画2021（2022年3月期から2026年3月期）」を決定しました。以下に一部抜粋してお知らせいたします。

A NEW JOURNEY BEGINS

天動説から太陽中心へ：お客さまが太陽

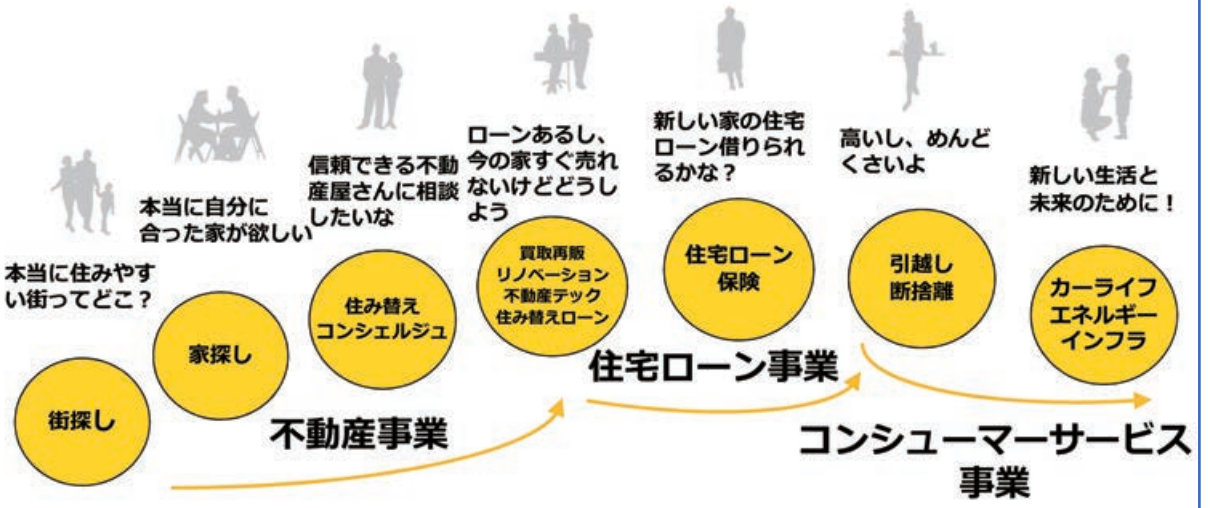


ARUHIは、「住宅ローンカンパニー」から総合的な「住み替えカンパニー」への進化を目指し、「住宅ローン事業」に加え、「不動産事業（居住用）」と住み替えに関する「コンシューマーサービス事業」をARUHIの３つのコア事業と位置付け、各事業間のシナジーを実現します。

街・家探しから住宅の購入、住宅ローンや保険のサポート、住み替え後の日々の暮らしまでシームレスなワンストップサービスを提供することで、お客さまにフォーカスしたコンシューマーブランドを目指します。

（参考）中期経営計画2021から抜粋

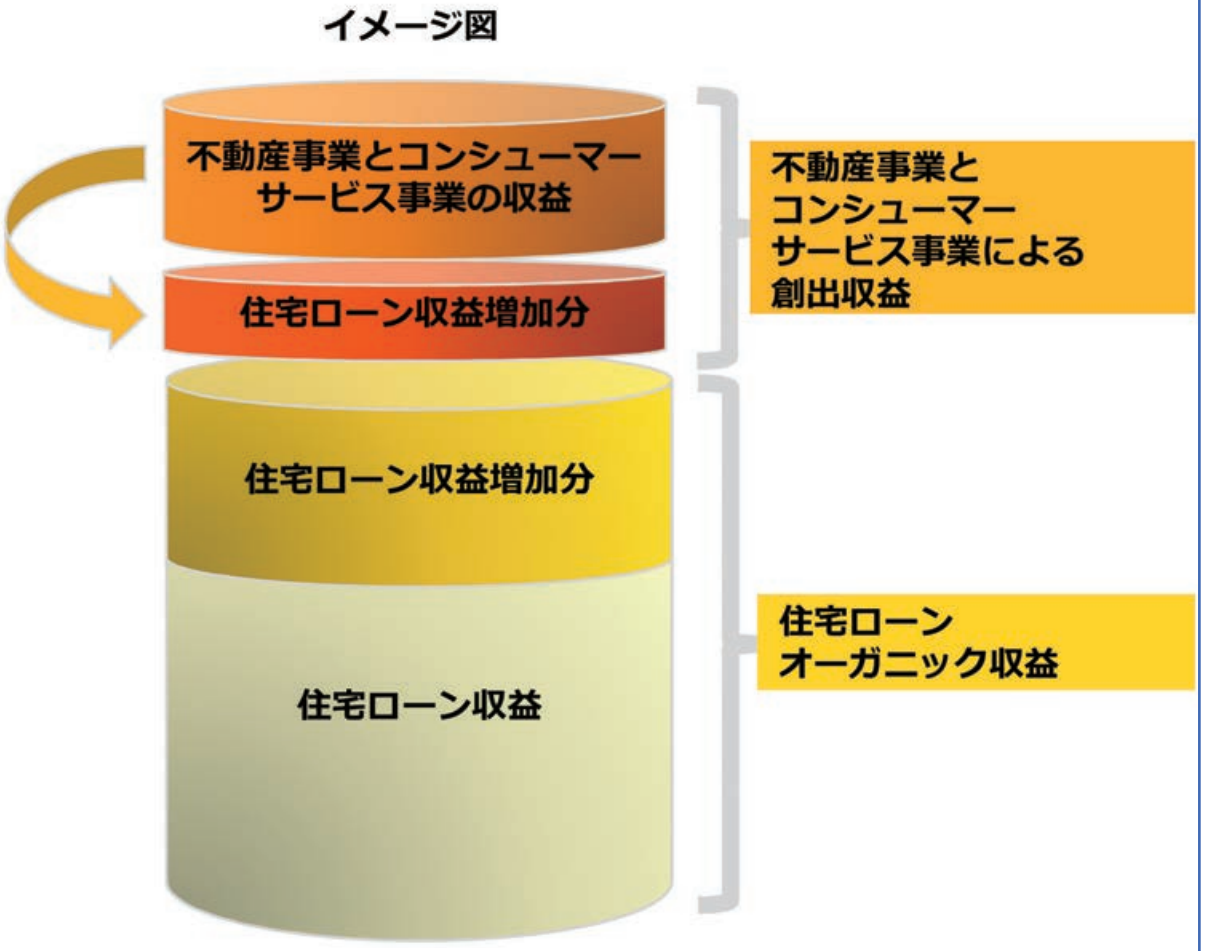
コンシューマーブランドとしての３つのコア事業領域：CUSTOMER JOURNEY とともに



1．住宅ローン事業
　融資実行件数の年平均成長率15.8％を実現することで、2026年3月期に融資実行金額を2021年３月期の２倍である1.6兆円を目指します。不動産事業やコンシューマーサービス事業と連携、住み替えニーズの取り込みやバンドル戦略による差別化等により更なるシェア拡大を目指します。また、地域支社を設立、お客さまのニーズをよりきめ細かくサポートする営業体制を新たに構築します。
2．不動産事業（居住用）
　住宅ローン事業に次ぐ第二の収益の柱として本格始動します。人生のさまざまなライフステージで住み替えを希望するお客さまに、ご検討の初期段階からお手伝いします。お客さまのライフスタイルに合った街・物件・資金計画など具体的な方法を一括提案する住み替えコンシェルジュ事業や、ライフスタイルに合うベストな街や家をAIが提案する「パーソナル住みやすい街」アプリの開発など、いままでにない新たなサービスを展開します。
3．コンシューマーサービス事業
　お客さまにARUHIの住宅ローンをお選びいただいた際、お得な引越しやカーリースなど、住宅購入時や購入後の新生活に必要な優待サービスをご提供します。不動産事業や住宅ローン事業へのシナジー貢献に加え、独立した収益源としての事業化を推進します。

（参考）中期経営計画2021から抜粋

三本の柱が完全なるシナジーを実現

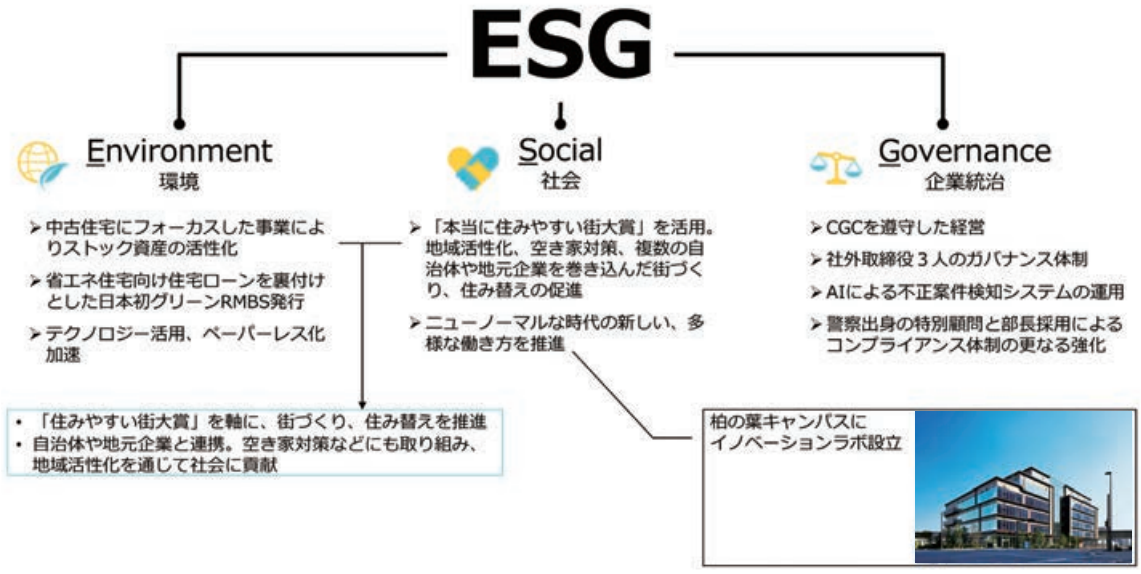


従来のコア事業である住宅ローン事業は、オーガニック成長に加え、新たなコア事業である不動産事業とコンシューマーサービス事業からの送客により、更なる収益増加が可能になります。

（参考）中期経営計画2021から抜粋

ARUHIのESG

ESG方針と同期した経営



ARUHIは、住宅ローン事業、不動産事業（居住用）、コンシューマーサービス事業の３つのコア事業を展開するうえで、ESGにも本格的に取り組んでまいります。一例として、「本当に住みやすい街大賞」の活用や日本初のグリーンRMBSの発行などを通じ、地域活性化、空き家対策、中古住宅や省エネ住宅市場の活性化等を推進します。CGCを遵守した経営を推進するとともに、コンプライアンス体制を更に強化いたします。

（参考）中期経営計画2021から抜粋

中期経営計画2021のポイント

1. **「住宅ローンカンパニー」から世界で類を見ない総合的な「住み替えカンパニー」へ進化**
   - 狭く自己定義したプラットフォーマー構想からお客さまに完全にフォーカスしたコンシューマーブランドになる
   - いつか、結果としてマルチプラットフォーマーになる日が

2. **住み替えカンパニー**
   - 三本柱。お客さまには完全なるワンストップサービス、事業的には完全なるシナジー
   - 不動産事業
   - 住宅ローン事業
   - コンシューマーサービス事業

3. **バランスシートリスクを殆ど取らないビジネスモデルにおいて高成長×高収益を実現**
   - 三本柱の全領域で高成長を継続する
   - 高収益を維持し、ROE目標を18%とする

4. **ESG 「本当に住みやすい街大賞」を軸に、街づくり、住み替えを推進**
   - 自治体や地元企業と共に空き家対策、地域活性化に取り組み、社会に貢献

メ　モ

第7回定時株主総会会場ご案内図

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

会　場

東京都港区六本木6丁目10番3号

グランド ハイアット 東京　3階
グランド ボールルーム イースト

※開催場所が昨年度と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

交通機関のご案内

■ 東京メトロ 日比谷線「六本木」駅

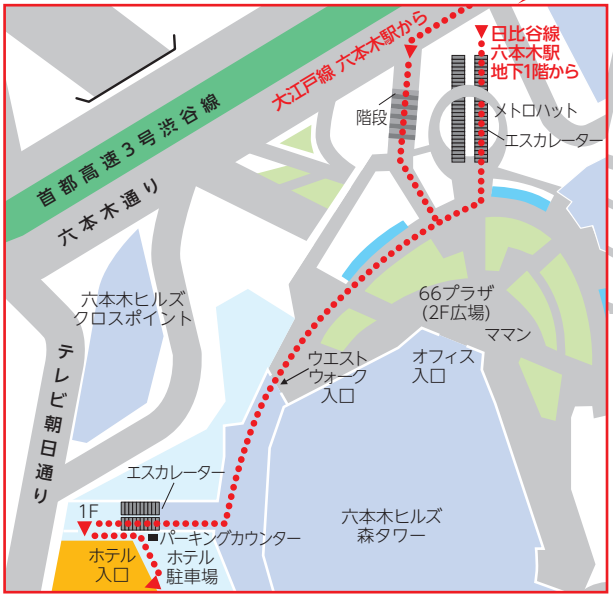
1c番出口 より ――――→ 徒歩 3分

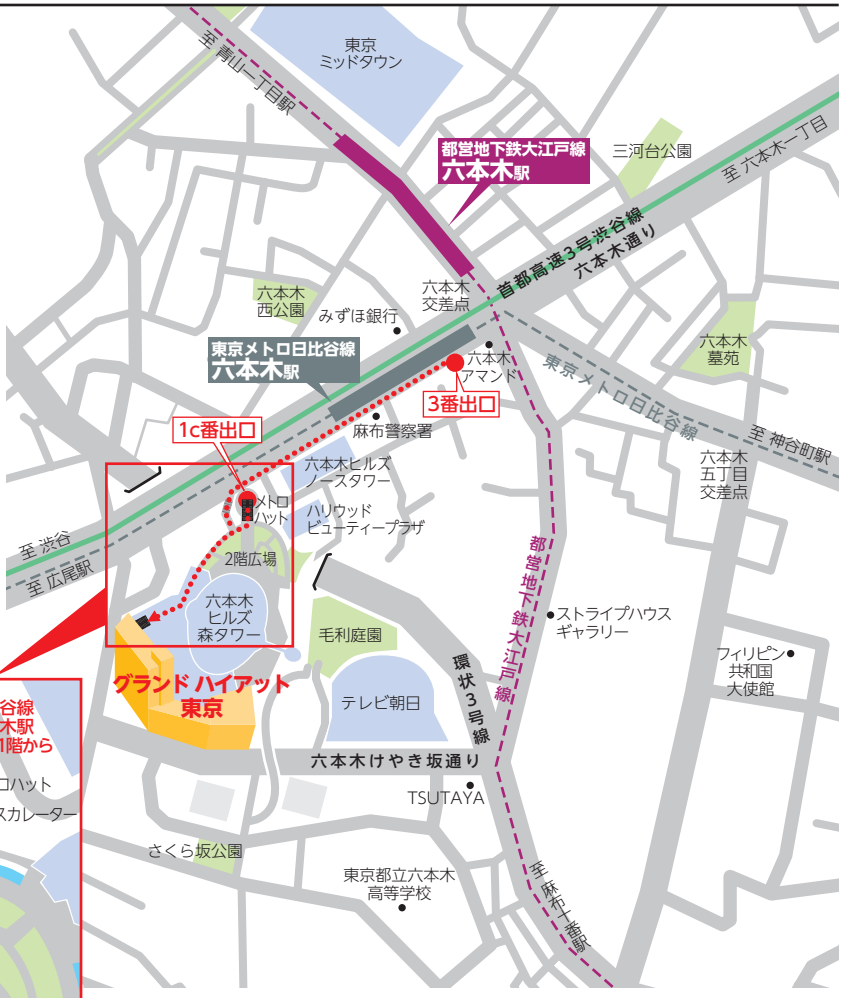
改札階（地下1階）よりエスカレーターで2階広場までお越しいただき、「ウエストウォーク入口」より館内にお入りください。

■ 都営地下鉄 大江戸線「六本木」駅

3番出口 より ――――→ 徒歩 6分

3番出口を出て左手へ進み、六本木通り沿いの階段より2階広場へ上がっていただき、「ウエストウォーク入口」より館内にお入りください。





ご案内

・駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

・株主総会ご出席の皆様へのお土産はご用意しておりません。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。